

共同実施だより

共済組合の組合員証について

公立学校の教職員等になったときは、そのときから組合員の資格を得て、退職したときに資格を失います。資格を得ると「公立学校共済組合員証(保険証)」が交付されます。

組合員や被扶養者が病気やケガをしたときには、組合員証を病院の窓口に表示すれば、医療費の一部を負担するだけで、必要な治療を受けることができます。

組合員証(保険証)は大切なものです。

なくしたりよごしたりしないように注意しましょう！！

被扶養者について

結婚・出産・老齢などによって組合員が扶養しなければならない家族が出たときは、すみやかに「被扶養者」の認定手続きが必要です。早めに事務担当者へ申し出て下さい。

○被扶養者として認定できる者

主として組合員の収入で生計を維持し、年間収入が130万円未満(障害者年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は180万円未満)で次に該当する者。

- (1) 組合員の配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟妹
- (2) 組合員と同一世帯(同居)にある三親等以内の親族
- (3) 内縁関係にある配偶者の父母・子

○取消の場合

被扶養者の収入が認定基準額(130万円)を超えたり被扶養者としての要件を欠く事実(就職など)が生じた場合は、速やかに取消の手続きが必要です。早めに事務担当者へ申し出て下さい。

- * 認定後の被扶養者の収入状況については、組合員(先生方)が日頃から把握しておく必要があります。
- * 認定及び取消手続きに必要な添付書類がありますので、早めに事務職員へご相談ください。